

主

文

- 1 一審被告らの控訴をいずれも棄却する。
- 2 一審原告らの控訴に基づき、原判決主文第1項ないし第5項を次のとおり変更する。
 - 5 (1) 一審被告らは、一審原告Aに対し、連帯して2640万円及びこれに対する一審被告Dについては平成28年1月31日から、その余の一審被告らについては同月30日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - (2) 一審被告らは、一審原告Bに対し、連帯して1650万円及びこれに対する一審被告Dについては平成28年1月31日から、その余の一審被告らについては同月30日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
10
 - (3) 一審被告らは、一審原告Cに対し、連帯して2420万円及びこれに対する一審被告Dについては平成28年1月31日から、その余の一審被告らについては同月30日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - (4) 一審被告らは、一審原告会社に対し、連帯して3300万円及びこれに対する一審被告Dについては平成28年1月31日から、その余の一審被告らについては同月30日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
15
 - (5) 一審原告らの一審被告らに対するその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1、2審を通じてこれを5分し、その4を一審原告らの負担とし、その余を一審被告らの負担とする。
- 20 4 この判決は、第2項(1)ないし(4)に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 一審被告ら

- (1) 原判決中一審被告らの敗訴部分を取り消す。
- 25 (2) 上記部分につき、一審原告らの請求をいずれも棄却する。

2 一審原告ら

- (1) 原判決中一審原告らと一審被告らに関する部分を次のとおり変更する。
- (2) 一審被告らは、一審原告Aに対し、連帯して1億1615万8904円及びこれに対する一審被告Dについては平成28年1月31日から、その余の一審被告らについては同月30日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 一審被告らは、一審原告Bに対し、連帯して8055万8904円及びこれに対する一審被告Dについては平成28年1月31日から、その余の一審被告らについては同月30日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (4) 一審被告らは、一審原告Cに対し、連帯して1億1900万円及びこれに対する一審被告Dについては平成28年1月31日から、その余の一審被告らについては同月30日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (5) 一審被告らは、一審原告会社に対し、連帯して3億4834万7404円及びこれに対する一審被告Dについては平成28年1月31日から、その余の一審被告らについては同月30日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等（以下、理由説示部分も含め、原則として、原判決の略称をそのまま用いる。）

- 1 本件は、元プロボクサーである一審原告A、一審原告B、現役プロボクサーである一審原告C（一審原告3選手）及び一審原告3選手によるプロボクシングの試合を興行する一審原告会社が、一審被告JBCにより一審原告3選手の所属していたプロボクシングジムであるGジムの会長のクラブオーナーライセンス及びプロモーターライセンス並びに同ジムのマネージャーのマネージャーライセンスについての更新を不許可とする違法な処分が行われたことにより、一審原告3選手が日本国内でプロボクシングの試合を行うこと

ができなくなり、一審原告 3 選手のファイトマネーや原告会社の興行収入が得られなくなるなどの損害を被ったと主張して、一審被告 J B C 及びその関係者であるその余の一審被告らに対し、一審被告 J B C 及び一審被告 E（本件委員会の委員で、一審被告 J B C の当時の事務局長代行）については、不法行為（共同不法行為）による損害賠償請求権に基づき、一審被告 D（一審被告 J B C の理事長で、本件委員会の委員長）については、一般法人法 1 9 8 条が準用する同法 1 1 7 条 1 項の規定する理事の第三者責任に係る損害賠償請求権又は不法行為（共同不法行為）による損害賠償請求権に基づき、一審被告 F（一審被告 J B C の理事で、事務局長）については、理事の第三者責任に係る損害賠償請求権又は不法行為（共同不法行為）による損害賠償請求権に基づき、一審原告 A については賠償金 1 億 1 6 1 5 万 8 9 0 4 円、一審原告 B については賠償金 8 0 5 5 万 8 9 0 4 円、一審原告 C については賠償金 1 億 1 9 0 0 万円、一審原告会社については賠償金 3 億 4 8 3 4 万 7 4 0 4 円及びこれらに対する各一審被告らに対する訴状送達の日（一審被告 D については平成 2 8 年 1 月 3 1 日、その余の一審被告らについては同月 3 0 日）から各支払済みまで平成 2 9 年法律第 4 4 号による改正前の民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の連帯支払を求めた事案である。なお、原審では、一審被告ら以外の一審被告 J B C の関係者も被告とされていた。

原審は、一審原告らの各請求につき、一審被告らに対し、一審原告 A については賠償金 1 2 0 0 万円、一審原告 B については賠償金 7 5 0 万円、一審原告 C については賠償金 1 1 0 0 万円、一審原告会社については賠償金 1 5 0 0 万円及びこれらに対する一審被告 D については平成 2 8 年 1 月 3 1 日から、その余の一審被告らについては同月 3 0 日から各支払済みまで年 5 分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める限度で認容し、その余の請求をいずれも棄却した。

そこで、一審原告ら及び一審被告らが、各自の敗訴部分を不服としてそれ

ぞれ控訴した。なお、一審原告らは、当審において、損害の主張を拡張し、
上記各請求はいずれも一部請求であるとした。

2 本件における前提事実並びに争点及びこれに関する当事者の主張は、次の
とおり原判決を補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案
5 の概要」の1ないし3に記載のとおりであるから、これを引用する（ただし、
原審相被告H、同I、同J、同K及び同Lに関する部分を除く。）。

(1) 原判決17頁14行目及び21行目から22行目にかけての各「更新を
不許可とする旨の決定」をいずれも「平成26年度への更新を不許可とす
る旨の決定」と改める。

10 (2) 原判決18頁7行目の末尾の次に改行して、次のとおり加える。

「オ Mらは、平成26年12月26日、一審被告JBCを被告として、東京
地方裁判所に対し、平成26年度におけるライセンス保持者たる地位の確
認及び慰謝料の支払を求める訴訟（以下「別件訴訟」という。）を提起し
た（乙49、弁論の全趣旨）。

15 Mらと一審被告JBCは、平成29年7月19日、別件訴訟において、
被告JBCがMらに対し平成29年度のGジムのクラブオーナーライセン
ス及びプロモーターライセンス（Mについて）並びにマネージャーライセ
ンス（Nについて）を付与し、Mらがその余の請求を放棄する内容の訴訟
上の和解をした（乙49。以下、「別件和解」という。）。」

20 (3) 原判決26頁7行目及び13行目の各「期日調査書」をいずれも「調査期
日の通知書」と改める。

(4) 原判決37頁21行目の末尾の次に改行して、次のとおり加える。

「オ 一審被告JBCの理事長である一審被告Dは、一審原告3選手がボクサ
ーライセンスを取得するために、Mらが本件処分を受け入れることを条件
25 としていた。そうすると、本件処分を争っていたMが、一審被告JBCに
対し、平成27年以降にクラブオーナーライセンスを新規申請したとして

も、これが交付される可能性はない。したがって、本件処分と相当因果関係のある損害は、平成26年中に生じたものに限られず、同年からMと一審被告JBCの紛争が解決した別件和解時（平成29年7月19日）までの間に生じたものがこれに当たると解すべきである。」

- 5 (5) 原判決37頁24行目及び38頁5行目の各「合計2億5571万7808円」をいずれも「合計4億0958万1200円」と改める。
- (6) 原判決38頁6行目の「9615万8904円」を「1億5568万2650円」と、14行目から15行目にかけての「現役引退（平成27年10月16日）までの間に」を「別件和解時（平成29年7月19日）までの間に」と、16行目の「ファイトマネー」から18行目の末尾までを「ファイトマネーから平成25年11月9日の韓国戦に係るファイトマネーを控除した金額（計1億4900万円。原判決別紙1参照）と同等のファイトマネーを得ることができたが、本件処分により、それが得られなくなった。そうすると、本件処分による損害額は、上記ファイトマネーの1年分に相当する金額に、平成26年1月1日から平成29年7月19日までの期間（約3年6か月）に対応するライブニッツ係数（3.13455）を乗じた金額である1億5568万2650円（＝1億4900万円÷3年×3.13455）となる。」とそれぞれ改める。
- 10
- 15
- (7) 原判決38頁19行目の「6055万8904円」を「1億1284万3800円」と、25行目の「現役引退（平成27年9月6日）までの間に」を「別件和解時（平成29年7月19日）までの間に」とそれぞれ改め、39頁1行目の「6055万8904円」を削り、2行目の末尾に「そうすると、本件処分による損害額は、上記ファイトマネーの1年分に相当する金額に、前同様のライブニッツ係数（3.13455）を乗じた金額である1億1284万3800円（＝1億0800万円÷3年×3.13455）となる。」を加える。
- 20
- 25

(8) 原判決 39 頁 3 行目の「9900 万円」を「1 億 4105 万 4750 円」と、9 行目の「少なくとも」から 13 行目の末尾までを「平成 26 年 2 月 7 日から別件和解時（平成 29 年 7 月 19 日）まで、年 3 回の頻度で国内において試合を行うことができ、1 試合当たり 1500 万円のファイトマネー（平成 25 年 8 月 1 日のセブ島での試合及び同年 12 月 3 日の大阪での試合のファイトマネー。原判決別紙 1 参照）を得ることができたと考えられる。そうすると、本件処分による損害額は、上記ファイトマネーの 1 年分に相当する金額 4500 万円に、前同様のライブニッツ係数（3.13455）を乗じた金額である 1 億 4105 万 4750 円（＝4500 万円×3.13455）となる。」とそれぞれ改める。

(9) 原判決 39 頁 21 行目の「3 億 4834 万 7404 円」を「4 億 8771 万 7091 円」と、40 頁 3 行目の「原告 A が」から同行の「10 月 16 日までの間に」を「平成 26 年 1 月 1 日から別件和解時（平成 29 年 7 月 19 日）までの間に」とそれぞれ改め、5 行目から 6 行目にかけての「2 億 7879 万 0298 円」を削る。

(10) 原判決 40 頁 7 行目から 23 行目までを次のとおり改める。

「そうすると、一審原告会社の逸失利益は、逸失利益算定における基礎金額である平成 23 年ないし平成 25 年の興行損益の 1 年当たりの平均額 1 億 5559 万 3974 円に、前同様のライブニッツ係数 3.13455 を乗じた金額である 4 億 8771 万 7091 円（＝1 億 5559 万 3974 円×3.13455）となる。」

(エ) 小計

以上をまとめると、本件処分により一審原告らが被った損害額は、次のとおりとなる。

a 一審原告 A 1 億 7568 万 2650 円

b 一審原告 B 1 億 3284 万 3800 円

c 一審原告C 1億6105万4750円

d 一審原告会社 4億8771万7091円

(オ) 弁護士費用

a 一審原告A 1756万8265円

5 b 一審原告B 1328万4380円

c 一審原告C 1610万5475円

d 一審原告会社 4877万1709円

(カ) まとめ

10 以上によれば、一審被告らは、一審原告Aに対して賠償金1億932
5万0915円、一審原告Bに対して賠償金1億4612万8180円、
一審原告Cに対して賠償金1億7716万0225円、一審原告会社に
対して賠償金5億3648万8800円及びこれらに対する各一審被告
らに対する訴状送達の日翌日から各支払済みまで年5分の割合による
15 遅延損害金の連帯支払債務を負うものであるが、一審原告らは、一部請
求として、一審被告らに対し、控訴審判決の「事実及び理由」欄の第1
の2(2)ないし(5)のとおり請求する。」

(11) 原判決43頁1行目の末尾の次に改行して、次のとおり加える。

「すなわち、ファイトマネーの額は、タイトルマッチであるか否かあるいは
チャンピオンか挑戦者かにより大きく異なる。チャンピオンでなく世界タイ
20 トルマッチでもない場合、一審原告3選手のそれぞれのファイトマネーは3
00万円であるところ、一審原告Aは平成25年12月6日に、一審原告B
は平成26年3月19日にそれぞれ世界タイトルを返上しているから、同原
告らのファイトマネーは各300万円である。また、一審原告Cは、平成2
6年は海外での試合を中心に活躍しており、同年中に日本で試合を行う可能
25 性はなく、損害は発生していない。」

(12) 原判決44頁14行目の末尾の次に改行して、次のとおり加える。

「(カ) 一審原告会社の逸失利益について

本件試合による混乱の影響で、TBSが平成26年に一審原告3選手の試合をテレビ放映しない可能性は極めて高く、一審原告会社はテレビ中継による収入を期待できなかった。そして、平成25年におけるテレビ中継のないノンタイトル戦2興行の平均興行収支から選手へのファイトマネーを差し引いた一審原告会社の興行収支は、2試合合計で11万1577円の赤字であるから、一審原告会社に損害は発生していない。」

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、①一審原告Aの請求は、一審被告らに対し賠償金2640万円及びこれに対する一審被告Dについては平成28年1月31日から、その余の一審被告らについては同月30日から各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める限度で理由があるが、その余は理由がなく、②一審原告Bの請求は、一審被告らに対し賠償金1650万円及びこれに対する前同様の遅延損害金の連帯支払を求める限度で理由があるが、その余は理由がなく、③一審原告Cの請求は、一審被告らに対し賠償金2420万円及びこれに対する前同様の遅延損害金の連帯支払を求める限度で理由があるが、その余は理由がなく、④一審原告会社の請求は、賠償金3300万円及びこれに対する前同様の遅延損害金の連帯支払を求める限度で理由があるが、その余は理由がないものと判断する。その理由は、次のとおり原判決を補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する（ただし、原審相被告H、同I、同J、同K及び同Lに関する部分を除く。）。

(1) 原判決44頁25行目の「証拠」の次に「（枝番のあるものは、それを含む。）」を加える。

(2) 原判決46頁4行目の「行われた」を「行われたが、一審被告F及び同Oは、通訳を同行していなかった」と改め、同行の「22」の次に「、38」

を加える。

(3) 原判決４６頁７行目の「、甲２２の１、甲２２の３」を削り、８行目の「配布したところ」の次に「（甲２１）」を加える。

5 (4) 原判決４６頁１６行目の「甲１０５」を「１０５」と改め、同行の「１１８」の次に「、２０５、控訴審（以下「当審」という。）における証人N・５～６頁」を加える。

(5) 原判決４６頁２０行目の「１１８」の次に「、２０５、当審における証人N・６～７頁」を加える。

10 (6) 原判決４６頁２５行目の「務めていた」を「務めており、当時、I B Fルールでは保持説を採用していることを知っていた」と改め、末行の「Pの回答を」の次に「聞いて、一審原告BがI B F王座を保持すると思っていたことから驚いたものの、その内容を」を、４７頁３行目の「甲６」の次に「、当審における証人Q・７頁、１４～１５頁」をそれぞれ加える。

15 (7) 原判決４７頁１１行目の「４１」の次に「、当審における証人Q・５頁」を加える。

(8) 原判決４８頁２４行目の「発表した。（甲９）。」を「発表した（甲９）。と改める。

(9) 原判決５１頁２４行目の「甲１６～２０」を「甲２０」と改める。

20 (10) 原判決５２頁９行目の「１０３の２」を「１０３」と改め、１８行目の「原告A」の次に「６頁」を加える。

(11) 原判決５３頁５行目の「（以下「別件訴訟」という。）」を「（別件訴訟）」と、１２行目の「訴訟上の和解をした（乙４９）。」を「訴訟上の和解（別件和解）をした。」とそれぞれ改める。

25 (12) 原判決５４頁２２行目から２３行目にかけての「Mがクラブオーナー及びプロモーターとしての」を「Nがマネージャーとしての」と、５５頁２行目の「Nがマネージャーとしての」を「Mがクラブオーナー及びプロモーター

としての」とそれぞれ改める。

- (13) 原判決 5 5 頁 5 行目の冒頭から 5 7 頁 2 行目の末尾までを次のとおり改める。

「(ア) 本件試合に適用される I B F 王座の得喪に関するルールについては、前
5 記 1 (1)イないしオのとおり、本件ルールミーティングにおいて、P が、保
持説が明記された I B F ルールブックを一審原告 B 及び R 両陣営に配布し
た上、本件試合には I B F ルールが適用されることを説明し、S の質問に
対し、一審原告 B が本件試合に負けた場合でも、一審原告 B が I B F 王座
を保持する旨答えたこと、その後、P は、自身が持っていた I B F ルール
10 ブック（冊子）の署名欄を開いて出席者に回覧し、そこに署名するよう求
めたところ、一審被告 F を含む出席者はこれに署名したことが認められる。
これらの事実によれば、本件試合における I B F 王座の得喪に関しては、
保持説が採用されたものと認められる。

上記の事実は、主に、当審における証人 N の供述、N 作成の陳述書の
15 記載及び別件訴訟における供述（甲 1 0 5、1 1 8、2 0 5。以下、こ
れらを併せて「N 供述等」という。）によって認められるが、これに対
し、一審被告らは、本件ルールミーティングにおいて、O が通訳人であ
る Q を介し、T 及び P に対して質問したところ、一審原告 B が本件試合
に負けた場合について、T は W B A 王座は空位となると答え、P も I B
20 F 王座は空位になると答えた旨主張し、当審における証人 O 及び一審被
告 F 本人の各供述や、O、一審被告 F 及び一審被告 J B C 職員である U
作成の陳述書ないし報告書（甲 3 6、3 8、3 9、乙 1 0 8、1 1 0）
には、上記主張に沿う供述ないし記載のほか、本件ルールミーティング
で I B F ルールブックは配布されなかった旨や、I B F ルールブックに
署名した際回覧されたものは、署名欄が印刷された書類 1 枚のみであつ
25 た旨の記載ないし供述がある（以下、O の上記供述及び陳述書の記載を

「O供述等」といい、一審被告Fの上記供述及び陳述書を「F供述等」といい、これら（U作成の報告書を含む。）を併せて「Oら供述等」という。）。そして、一審被告らは、一審被告Fが本件ルールミーティングにおいて手書き部分を書き加えて作成したとするメモ（甲37。以下「本件メモ」という。）の記載には高い信用性が認められるから、これ

そこで、以下、N供述等及びOら供述等の信用性について補足して説明する。

(イ)a まず、N供述等についてみると、その内容は、IBFルールブックが保持説を採用していることと整合する上、たまたま本件ルールミーティングの場にいた外国メディアの記者であるVが、本件ルールミーティングの直後に保持説を前提とする記事（甲7）を掲載していることや、一審原告会社からの問い合わせに対し、本件ルールミーティングにおいて、Pは、IBFルールに従って、一審原告Bは本件試合に勝っても負けても、IBFタイトルを保持すると述べていた旨メールで回答していること（甲28、29）とも符合している。

また、IBFは、一審被告JBCからの問い合わせに対し、本件試合では保持説が採用されたものであり、Pの本件ルールミーティング後の記者会見での発言は誤りであった旨及び本件ルールミーティングで、IBFルールブックをR及び一審原告Bの各代理人に配布した旨を回答している（前記1(3)ウ、甲21）。そして、IBFは、実際に、本件試合後も引き続き一審原告Bを王座保持者として扱っていた（甲31、32）。N供述等は、これらの事実にも符合している。なお、Qは、平成25年12月18日、一審被告JBCの職員からの電話での問い合わせに対し、本件ルールミーティング中にIBFルールブックは配布されていないと思うと回答していたが（乙111）、証人Q（23頁）は、I

B F ルールブックが配布されていたかどうかをしっかりと見ていたわけではないとも供述していることや、上記の I B F の回答に照らすと、Q の上記電話での問い合わせに対する回答の内容を採用することはできないから、この回答によって、N 供述等の信用性が左右されるものではない。

5 なお、一審被告らは、N 供述等で本件ルールミーティングで配布されたとされる I B F ルールブック（甲 5 の 1）と、N 供述等で、出席者が署名するためにその全体（冊子）が回覧されたとされる I B F ルールブック（甲 2 2 の 1）とを比べると、1 枚目の手書きで記載されている内容が異なっているが、署名用のルールブック（甲 2 2 の 1）が用意されているのであれば、これを配布すれば足りるはずであるから、甲 5 の 1
10 のルールブックが配布されたとする N 供述等は虚偽であると主張する。しかしながら、上記 2 つのルールブックのフォーマット（ルールが記載された不動文字部分）は同一であるから、P が本件ルールミーティングの出席者に署名を求めたルールブック（甲 2 2 の 1。これは I B F 本部
15 に提出される文書であると認められる。）と、本件ルールミーティングにおいて、ルールを確認するために一審原告 B 陣営らに配布されたルールブックの各 1 枚目の手書きで記載する部分の内容が異なっているとしても、不自然であるとはいえず、このことは N 供述等の信用性を左右するものではない。

20 b(a) 次に、O ら供述等の信用性について検討するに、当審における証人 Q（5 頁）は、本件ルールミーティング中にルールに関する発言は一切通訳していないと供述している。そして、Q は、T B S の依頼により本件ルールミーティングに立ち会ったものであり、これまで一審原告ら及び一審被告らと利害関係はなく（当審における証人 Q ・ 1
25 頁）、かつ、平成 2 5 年 1 2 月 1 8 日の一審被告 J B C の職員からの問い合わせに対する回答（乙 1 1 1）及び同月 2 4 日の一審原告ら訴訟

代理人弁護士からの問い合わせに対する回答（甲 4 1）においても、同様の説明をしていたものであり、これらの事情に照らすと、証人 Q の上記供述には十分な信用性が認められるというべきである。しかるに、Q を介して P らに一審原告 B が本件試合に負けた場合の王座の帰趨について確認した旨の O ら供述等は、証人 Q の上記供述と全く異なっている。

(b) また、本件メモについてみると、同メモ内の 2 本の横線で囲まれた部分には、「負けた場合空位になる」との記載があり、一審被告 F は、同記載は本件ルールミーティング中に聞いた内容をその場でメモをしたものであると供述している（当審における一審被告 F 本人・1～2 頁、4 頁、21 頁）。

しかし、同部分には、上記記載以外にも、「ドロー防衛」、「ペナルティ 話し合いできめる。（チャンピオンでない、大きい）」、「（統一）トウイツチャンピオン」など、本件ルールミーティング直後に行われた会見において、記者とやりとりされた内容に沿う記載が多く見られ（甲 6、48）、他方で、これらの記載に係る内容が本件ルールミーティング中に話し合われたことを認めるに足る証拠はない。

また、上記会見において、P は、一審原告 B が負けた場合に I B F 王座が空位になるのかとの記者からの質問に対し、空位になる旨発言しているが（前記 1 (1)カ）、そうすると、本件メモの「負けた場合空位になる」との記載が仮に I B F 王座に関するものであったとしても、本件ルールミーティング直後の会見での内容を記載した可能性は否定できない。

これらの事情に照らすと、本件メモの「負けた場合は空位になる」との記載は、本件ルールミーティング中に聞いた内容をメモしたもの

である旨の一審被告Fの上記供述を直ちに採用することはできないというべきである。そうすると、Oら供述等の内容が本件メモの上記記載に沿うものであったとしても、Oら供述等の信用性が認められることにはならない。

- 5 (c) 次に、Oら供述等は、本件ルールブックに署名した際に回覧されたのは、署名欄が記載された書類1枚だけであったとするが、署名されたI B Fルールブック自体は8頁からなるものであって（甲22の1）、署名の際にあえて署名部分のみを切り離して回覧するというのは、不自然といわざるを得ない。
- 10 (d) 次に、一審被告Fは、本件ルールミーティング直後の記者会見の冒頭で、「Bが勝った場合はW B Aのチャンピオンとして認定する。万が一負けた場合は、空位といたします。」と発言している（甲6、48）ところ、一審原告Bが負けた場合に空位となるのは、その直前の発言に照らせば、W B A王座を指しているとみるのが素直であり、現
- 15 に、一審被告F作成の平成26年1月31日付け陳述書（甲38）では、I B F王座がどうなるかについて述べ忘れた旨記載していた。ところが、同人作成の令和2年9月28日付け陳述書（乙110）では、上記発言はW B AとI B Fの双方の王座が空位になることを説明したものであるとされ、また、一審被告Fは、当審における本人尋問で、
- 20 上記記者会見では、I B F王座の帰趨について、発表するのを忘れたのではなく、発表しなかっただけである旨供述している（一審被告F本人・13頁）。このように、F供述等は、記者会見における自らの発言の趣旨について、その内容が大きく変遷しており、不自然である。
- 25 (e) さらに、O供述等についてみると、Qを通じてPらに本件試合の勝敗による王座の帰趨を尋ねた経緯について、O作成の平成26年1月20日付け陳述書（甲36）では、TがA B Cルールを読み終わるの

5 を見計らって、Qに通訳を依頼してPらに尋ねた旨記載されており、
これによると、Oは、Tの説明が終わるのを待って、自ら進んで王座
の帰趨について尋ねたことになる。ところが、O作成の令和2年9月
28日付け陳述書（乙108）では、Tの説明が終わると、会場全体
10 が一段落ついたかのような雰囲気になり、一審原告BとRの勝ち負け
の各場合においてIBF及びWBAの王座がどうなるのかについての
協議がなかなか始まらないので、このまま本件ルールミーティングが
終わってしまうのではないかと少々焦りを感じ、Qに対し、Pらに王
座の帰趨について尋ねるよう求めたと記載されており、証人Oは、当
15 審の尋問でも同趣旨の供述をしている（3～4頁）ところ、これらに
よれば、Oは、Tの説明が終わり、王座の帰趨に関する協議が始まる
ものと思って待っていたが、なかなか始まらないので、焦りを感じて
Qを介してPらに質問したことになる。このように、O供述等には、
Pらに対して本件試合の勝敗による王座の帰趨を尋ねた経緯に関して
20 変遷があるが、これも不自然である。

- c 以上の検討によれば、N供述等には信用性は認められるが、Oら供
述等を信用することはできないというべきである。
- (ウ)a 以上のとおり、本件試合では、IBF王座の得喪に関して保持説が採
用された。

20 そして、本件ルールミーティングは、Rがマネージャーと言い争いを
して途中退場するなど、相当混乱した状況にあり、一審被告F及びOは、
通訳を同行していなかったから、SとPとのIBF王座の帰趨に関する
英語のやり取り（前記1(1)エ）を認識していなかったと考えられる。こ
のことに加え、一審被告FがPとの間でIBF王座の帰趨に関するやり
25 取りを行ったとは認められないことからすると、一審被告Fは、本件ル
ールミーティングの際には、IBF王座の帰趨について、保持説と空位

説のいずれが適用されるのかについて、確たる認識を有していなかったものといわざるを得ない。その後、本件ルールミーティング後の記者会見において、Pが空位説を前提とする発言をし、マスコミもこれを前提とする報道をしていたことから、一審被告F及び一審被告J B Cは、本件訂正記者会見が行われるまで、本件試合がI B F王座の帰趨について空位説により行われたとの認識を有していたものと考えられる。

b(a) なお、一審被告らは、本件試合にいかなるルールを適用するかは、一審被告J B Cが内部規範によって自律的に決定すべき事項であるから、司法審査の対象にはならない旨主張する。

しかしながら、少なくとも、本件試合におけるI B F王座の帰趨については、後記(b)のとおり、I B Fが独自に決定するものであるから、一審被告らの主張は前提を欠くものである。この点を措くとしても、一審原告らの請求権の存否の判断に当たり、その審理の対象となるのは、本件試合で採用されたルールの当否ではなく、本件試合において採用されたルールが何かであり、このことは、一審被告J B Cの自律的判断の当否に踏み込むまでもなく、裁判所が判断し得る事項であるから、この点からみても、一審被告らの主張は失当である。

(b) また、一審被告らは、本件試合におけるI B F王座の帰趨については、一審被告J B C、I B F及びW B Aの3団体により決せられることは、当事者間に争いがないから、これに反して、I B Fが単独でI B F王座の帰趨を決めると認定することは許されない旨主張する。

この主張と上記(a)の主張との関係は明らかではないが、一審被告らは、原審の第3回口頭弁論期日において、I B Fの王座の帰趨についてはI B Fが独自に決定するものであり、W B Aが容かいすることはできないし、上記3団体が決議して決定するものでもない旨記載した準備書面（一審被告らの平成28年9月5日付け準備書面(2)・5頁）

を陳述しており、一審原告らもこの主張を認めているから（原審の第4回口頭弁論期日に陳述された一審原告らの同年11月2日付け準備書面3・2頁）、一審被告らの主張はその前提を欠くものであって、採用することができない。そして、これらの準備書面の主張からすれば、本件試合におけるIBF王座の帰趨はIBFが決定するものであると認められるところ、本件ルールミーティングでは、上記王座の帰趨についてIBFにより保持説によると決せられたことが、一審原告B及びRの両陣営や一審被告JBC関係の出席者らに周知されたことになる（仮に、上記王座の帰趨が上記の3団体により決せられるべきものであるとしても、本件ルールミーティングの状況（前記1(1)イないしオ）に照らせば、上記の3団体によって上記王座の帰趨について保持説によると決せられたとみることができる。）。」

(14) 原判決58頁2行目の「被告らは、」の次に「Nが本件試合終了直後の一審被告JBCにおける公式リングアナウンサーのアナウンスにより、同被告が空位説との認識を有していることを知ったにもかかわらず、」を加える。

(15) 原判決59頁3行目から4行目にかけての「報道を監視すべき義務」を「Nによる報道への対応を監督すべき義務」と改める。

(16) 原判決65頁2行目の末尾の次に改行して、次のとおり加える。

「ア 本件処分は、平成26年におけるMらのライセンスの更新を許可しない旨の処分であって、ライセンスを永久にはく奪することを内容とするものではない。そして、本件処分がなかったならば、Mらのライセンスは更新され、その効力は、有効期間である平成26年12月31日までの1年間は失われることはなかったといえるから（試合ルール11条1項、3項）、本件処分と相当因果関係のある損害は、平成26年中に生じたものに限られるというべきである。

これに対し、一審原告らは、Mらが平成27年以降にクラブオーナーラ

イセンスを新規申請したとしても、これが交付される可能性はないから、本件処分と相当因果関係のある損害は、別件和解時までには生じたものがこれに当たると主張する。

5 しかしながら、仮に平成２７年以降、Mらのライセンスの新規申請が許可される可能性がない（不許可処分となる。）としても、この不許可処分は、本件処分とは別個の処分であるから、この不許可処分を前提とする損害が当然に本件処分と相当因果関係のある損害になるということとはできない。また、ライセンスの更新に関する処分には、一審被告JBCに一定の裁量が認められるから（前記２(1)）、本件処分がなければ、平成２７年以降もライセンスが当然に更新されたということもできない。したがって、
10 一審原告らの主張は採用することができない。」

(17) 原判決６５頁３行目の「ア」を「イ」に、６６頁８行目の「イ」を「ウ」にそれぞれ改める。

15 (18) 原判決６７頁７行目の「ウ」を「エ」と、１０行目の「本件処分前に」を「本件処分後に」とそれぞれ改める。

(19) 原判決６７頁２３行目の冒頭に１文字空けて「ア(ア)」を加える。

(20) 原判決６８頁６行目の冒頭から１０行目の「認められるから、」までを「そして、」と、１１行目の「限られるというべきである。」を「限られることは、前記(1)アで説示したとおりである。」とそれぞれ改める。

20 (21) 原判決６８頁２２行目の冒頭に１文字空けて「(イ)」を加え、２４行目の「各１試合」を「各２試合」と、６９頁１行目の「これらをもって」を「一審原告Aについては２４００万円、一審原告Bについては１５００万円、一審原告Cについては２２００万円をもって、」とそれぞれ改める。

25 (22) 原判決６９頁３行目の冒頭に１文字空けて「(ウ)」を加え、１１行目の「１５００万円」を「３０００万円（＝５００万円×３人×２試合）」と改める。

(23) 原判決６９頁１６行目の末尾の次に改行して、次のとおり加える。

「 (エ) 弁護士費用

本件事案の内容、審理の経過等の諸事情を考慮すると、本件処分と相当因果関係のある損害としての弁護士費用は、一審原告Aについて240万円、一審原告Bについて150万円、一審原告Cについて220万円、一審原告会社について300万円と認めるのが相当である。

(オ) 以上によれば、一審原告らの損害額は、一審原告Aについて2640万円、一審原告Bについて1650万円、一審原告Cについて2420万円、一審原告会社について3300万円となる。

イ これに対し、一審被告らは、①一審原告A及び一審原告Bは世界タイトルを返上しているから、同原告らのファイトマネーは各300万円にすぎず、また、一審原告Cは平成26年中に日本で試合を行う可能性はなかったから損害は発生していない、②一審原告会社について、平成26年にテレビ中継による収入は期待できず、一審原告会社に損害は発生していないと主張する。

しかし、上記①について、一審原告Aについてみると、同原告がそれまで8回の防衛に成功していたWBA世界バンタム級王座（甲56）を平成25年12月6日に返上した理由は、4階級制覇を目指して階級変更をするためであると認められる（甲148・1頁、乙84）。そうであるならば、一審原告Aについては、むしろ大きな興行が予定されていたと認められるから、同原告が世界タイトルを返上したからといって、同原告の1試合当たりのファイトマネーが300万円にとどまるとみるのは相当ではない。また、一審原告Bは平成26年3月19日にIBF世界スーパーフライ級王座を返上しているが（乙85）、これは本件処分により日本で試合ができなくなったことが大きく影響しているものと認められるから（原審における一審原告A本人・40ないし41頁）、同原告についても、1試合当たりのファイトマネーを300万円とみる

のは相当ではない。次に、一審原告Cについて、本件処分がなかった場合、平成26年中に日本で試合を行う可能性がなかったとは認められない。

さらに、上記②についてみると、本件処分がなかった場合に、平成26年において、一審原告3選手の試合がテレビ放映されない可能性が高かったとは認められない。また、本件試合による混乱を招いた主たる責任は一審被告らにあり（前記1ないし5）、それにもかかわらず、一審被告らは本件処分をしたのであるから、仮に、本件試合の混乱の影響で、一審原告3選手の試合がテレビ放映されなくなり、これにより一審原告会社の収入が減収したとすれば、それ自体が本件処分による損害ということができる。

したがって、一審被告らの主張を採用することはできない。」

(24) 原判決69頁23行目の末尾の次に改行して、次のとおり加える。

「10 結論

したがって、一審被告JBC及び一審被告Eは、いずれも不法行為責任に基づき（前記2及び4）、一審原告Aに対しては賠償金2640万円、一審原告Bに対しては賠償金1650万円、一審原告Cに対しては賠償金2420万円及び一審原告会社に対しては賠償金3300万円（前記8(2)ア(オ)）並びにこれらに対する遅延損害金を支払う債務を負う。

また、一審被告D及び一審被告Fは、いずれも不法行為責任及び理事の第三者責任に基づき（同3及び5）、一審原告らに対して前同様の賠償金等を支払う債務を負うが、一審原告らの不法行為による損害賠償請求を認容することとする。

そして、一審被告らの負う債務は不真正連帯債務の関係にある。」

2 以上のとおりであるから、①一審原告Aの請求は、一審被告らに対し賠償金2640万円及びこれに対する一審被告Dについては平成28年1月31

日から、その余の一審被告らについては同月 30 日から各支払済みまで年 5 分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める限度で理由があるから認容し、その余は理由がないから棄却し、②一審原告 B の請求は、一審被告らに対し賠償金 1650 万円及びこれに対する前同様の遅延損害金の連帯支払を求める限度で理由があるから認容し、その余は理由がないから棄却し、③一審原告 C の請求は、一審被告らに対し賠償金 2420 万円及びこれに対する前同様の遅延損害金の連帯支払を求める限度で理由があるから認容し、その余は理由がないから棄却し、④一審原告会社の請求は、賠償金 3300 万円及びこれに対する前同様の遅延損害金の連帯支払を求める限度で理由があるから認容し、その余は理由がないから棄却すべきところ、これと一部異なる原判決は失当である。

よって、一審被告らの控訴はいずれも理由がないからこれらを棄却し、一審原告らの控訴に基づき、原判決を上記のとおり変更することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第 14 民事部

裁判長裁判官 石 井 浩

裁判官 塚 原 聡

裁判官 篠 原 康 治